

基 発 0 1 1 4 第 3 号

平成 26 年 1 月 14 日

独立行政法人

労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長

労災診療費算定基準の一部改定について

標記について、別添のとおり都道府県労働局長あて通達しましたので、貴機構におかれても、傘下の労災病院等に対する当該算定基準の周知について特段の御配意をお願いいたします。

基 発 0 1 1 4 第 2 号

平成26年 1 月 14 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長

労災診療費算定基準の一部改定について

標記について、別添のとおり都道府県労働局長あて通達しましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知について、特段の御配意をお願いいたします。

基 発 0114 第 1 号
平成 26 年 1 月 14 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号「労災診療費算定基準について」（最終改定：平成 25 年 9 月 30 日付け基発 0930 第 1 号。以下「算定基準」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般、本年 1 月 14 日から労災レセプト電算処理システムの全国稼働が実施されたことから、算定基準の一部を下記のとおり改定することとしたので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

また、改定後の算定基準については、医療機関等に対して適切に周知されたい。

記

記の 9 を削除する。